

市第12号議案

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 5 月 21 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「50,000 円」を「50,500 円」に、「45,000 円」を「45,500 円」に、「36,000 円」を「37,000 円」に、「34,000 円」を「36,500 円」に改める。

別表の 2 の表中「3,400 円」を「7,000 円」に、「2,400 円」を「3,500 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の年額報酬及び令和 3 年 4 月以後の月分の実績に係る出動報酬について適用する。

提 案 理 由

消防団員の年額報酬及び出動報酬の額を改定するため、横浜市消

市第 12 号

防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条
例（抜粋）

（	上段	改正案	）
	下段	現 行	

別表（第 16 条 第 1 項）

1 年額報酬

階 級	報 酬 の 額
（ 省 略 ）	
分 団 長	年額 $\frac{50,500\text{円}}{50,000\text{円}}$
副分団長	年額 $\frac{45,500\text{円}}{45,000\text{円}}$
（ 省 略 ）	
班 長	年額 $\frac{37,000\text{円}}{36,000\text{円}}$
団 員	年額 $\frac{36,500\text{円}}{34,000\text{円}}$

2 出動報酬

種 別	報 酬 の 額
水火災等の防衛活動に従事したとき。	1 回につき $\frac{7,000\text{円}}{3,400\text{円}}$
消防訓練、防災指導等の職務に従事したとき。	1 回につき $\frac{3,500\text{円}}{2,400\text{円}}$

